

障害児・者の現状等について

(成年後見、障害者虐待防止を中心に)

障害保健福祉部 障害福祉課

阿萬 哲也 (障害児・発達障害者支援室長
(併)地域生活支援推進室長)

障害者の数

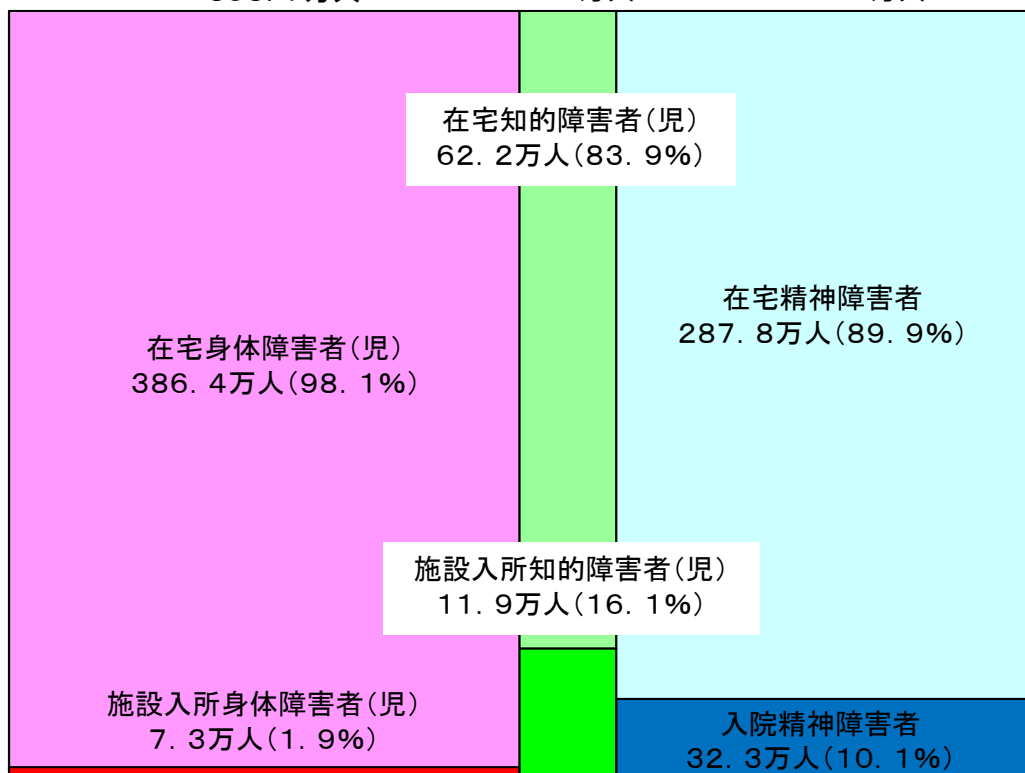
○障害者の総数は787.9万人であり、人口の約6.2%に相当。

○そのうち身体障害者は393.7万人、知的障害者は74.1万人、精神障害者は320.1万人。

(在宅・施設別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)
うち在宅 736.4万人(93.5%)
うち施設入所 51.5万人(6.5%)

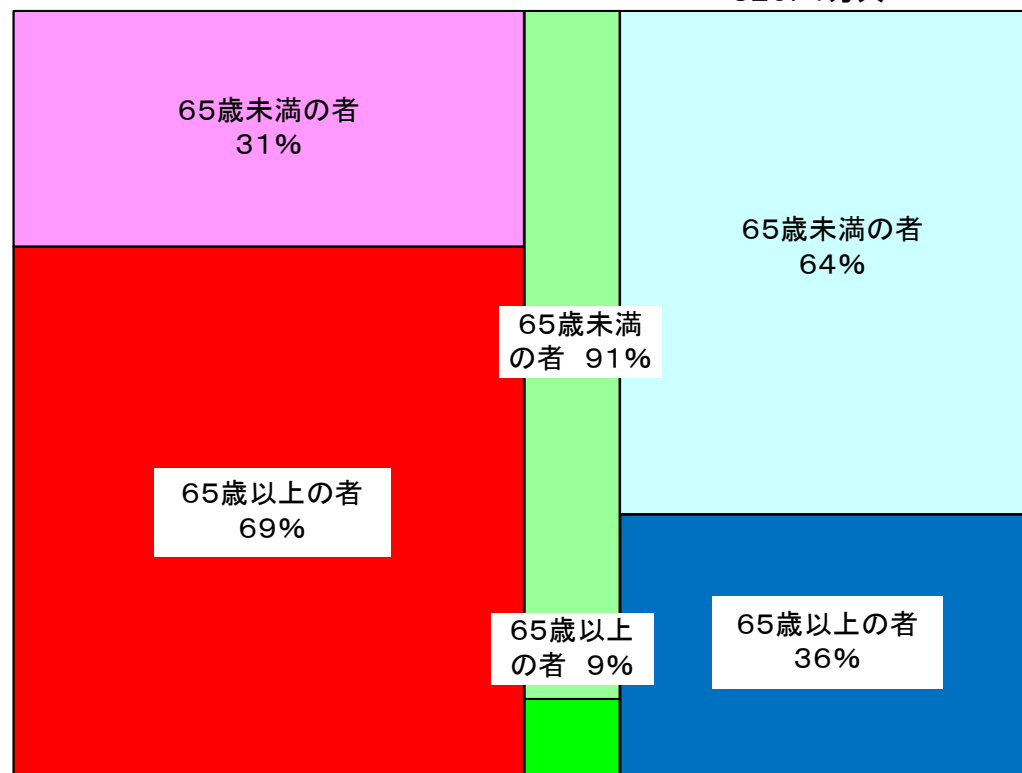
身体障害者(児) 393.7万人
知的障害者(児) 74.1万人
精神障害者 320.1万人



(年齢別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)
うち65歳未満 50%
うち65歳以上 50%

身体障害者(児) 393.7万人
知的障害者(児) 74.1万人
精神障害者 320.1万人



※身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成21年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

※平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大阪市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。

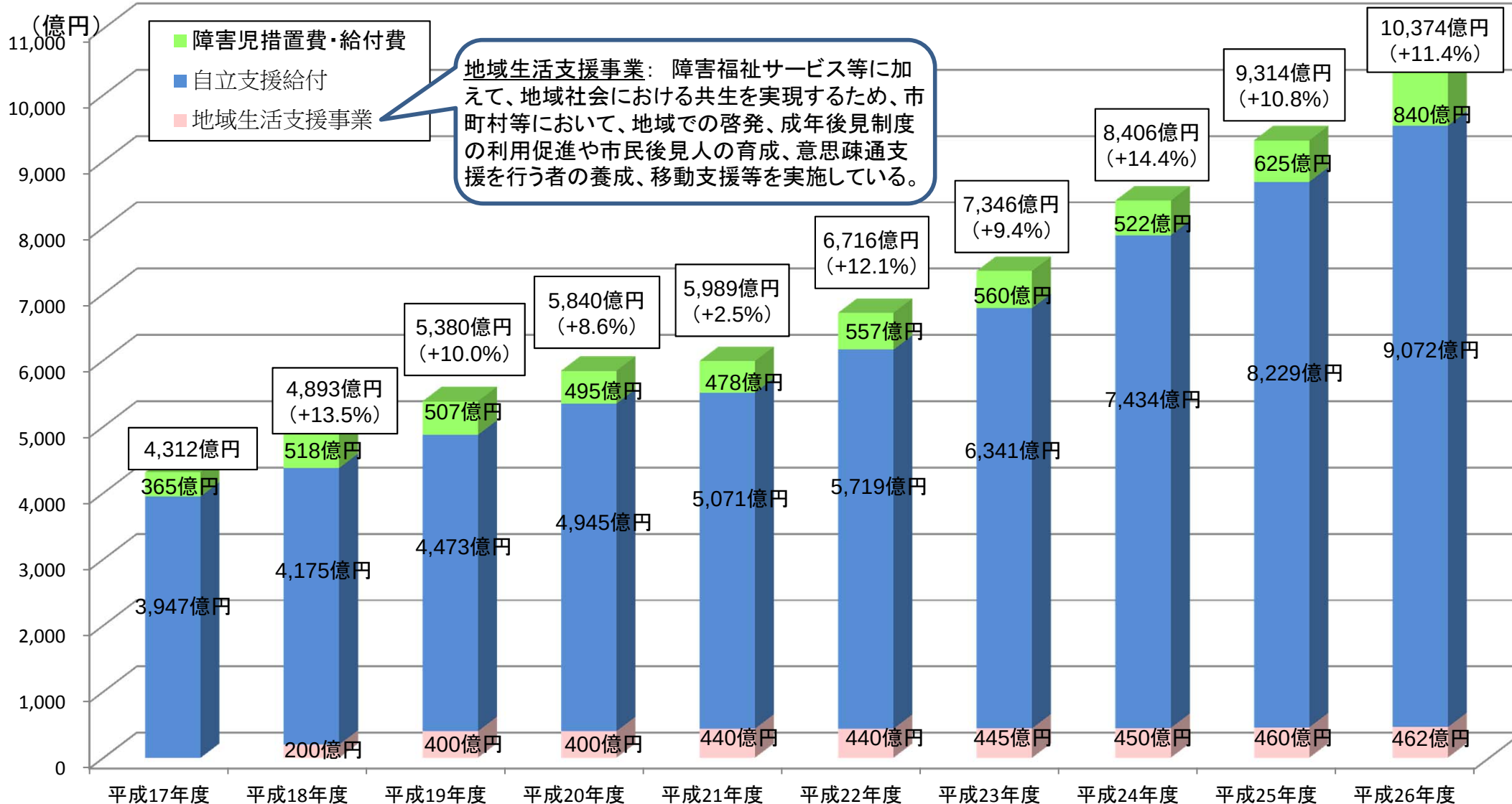
※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県石巻医療圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。

※在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

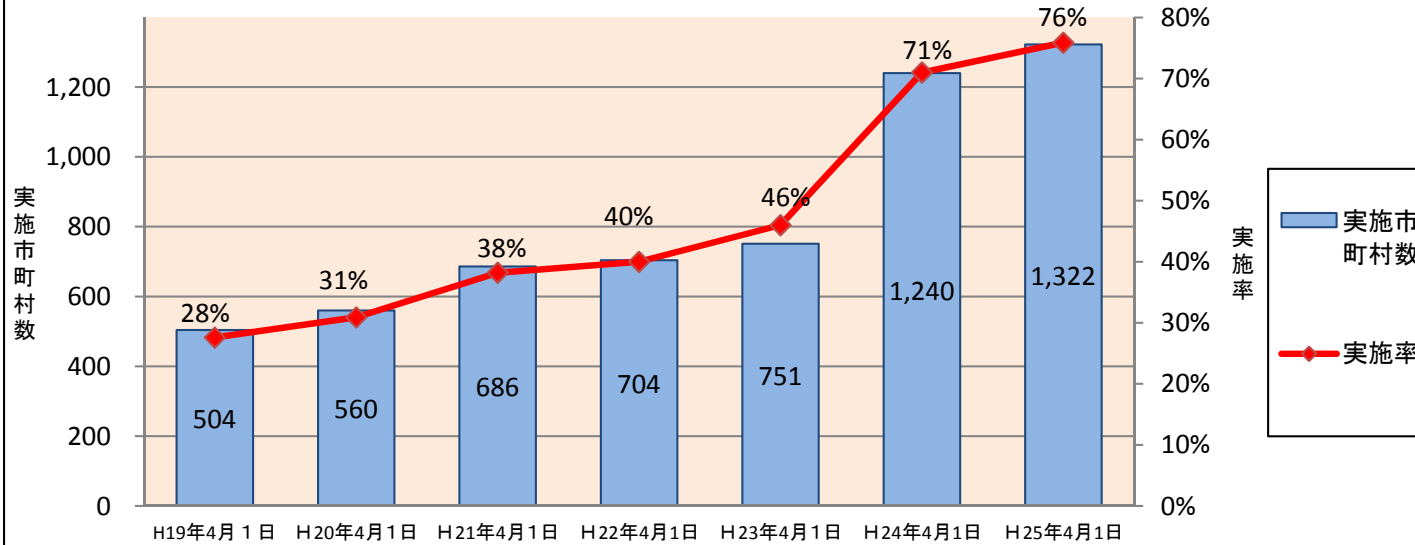
(注3) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

取組	取組の名称	時期	取組の内容
法改正	改正障害者自立支援法 (障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律) 【議員立法】	24年4月 施行	「成年後見制度利用支援事業(※)」を市町村地域生活支援事業の必須事業化 ※知的・精神障害者成年後見制度の利用に当たって必要となる費用について、助成を受けなければ利用が困難な者に対して助成。
予算措置	地域生活支援事業	24年度	「成年後見制度普及啓発等事業(※)」を都道府県・市町村地域生活支援事業のメニュー事業として追加 ※成年後見制度の利用促進のための普及啓発や法人後見の立ち上げを支援
法改正	障害者総合支援法 (地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)	25年4月 施行	・事業者の努力義務として、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って支援を行うことを明確化 ・後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用を図るための研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として追加
法改正	改正知的障害者福祉法 (地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)	25年4月 施行	市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置付け
予算措置	地域生活支援事業	25年度	「成年後見制度法人後見支援事業(※)」を市町村地域生活支援事業の必須事業として追加 ※市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援
法改正	改正精神保健及び精神障害者福祉法 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律)	26年4月 施行	・市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置付け

※なお、第180回通常国会で成立した法律の附則において、障害者総合支援法の施行後3年を目途として、「障害者の意思決定支援の在り方」及び「障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方」について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとされている。

成年後見制度利用支援事業について

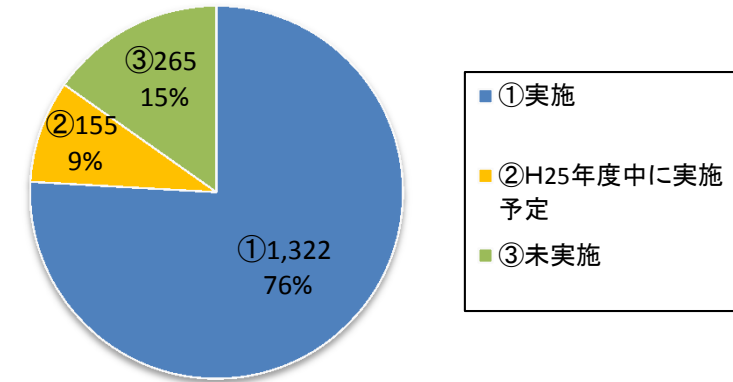
成年後見制度利用支援事業の実施状況(経年比較)



※平成23年4月1日の実施状況は、被災3県を除くデータ。

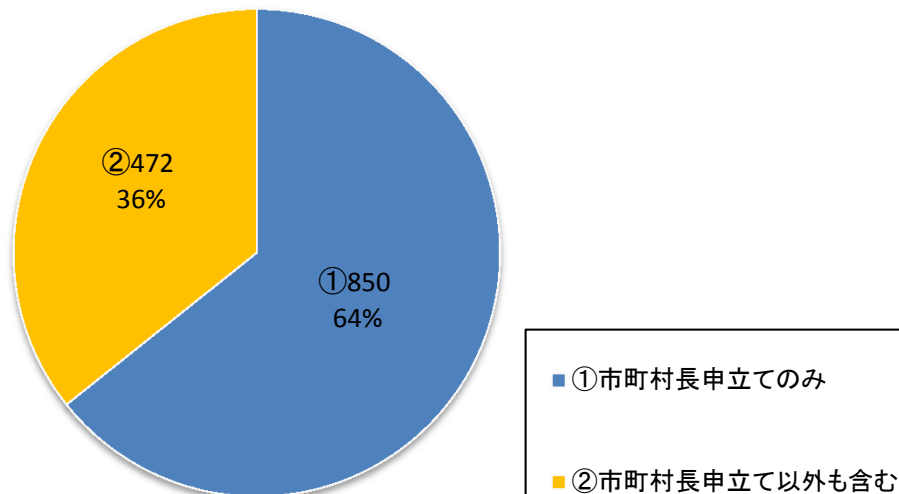
成年後見制度利用支援事業の実施状況

市町村数: 1,742



成年後見制度利用支援事業の対象者

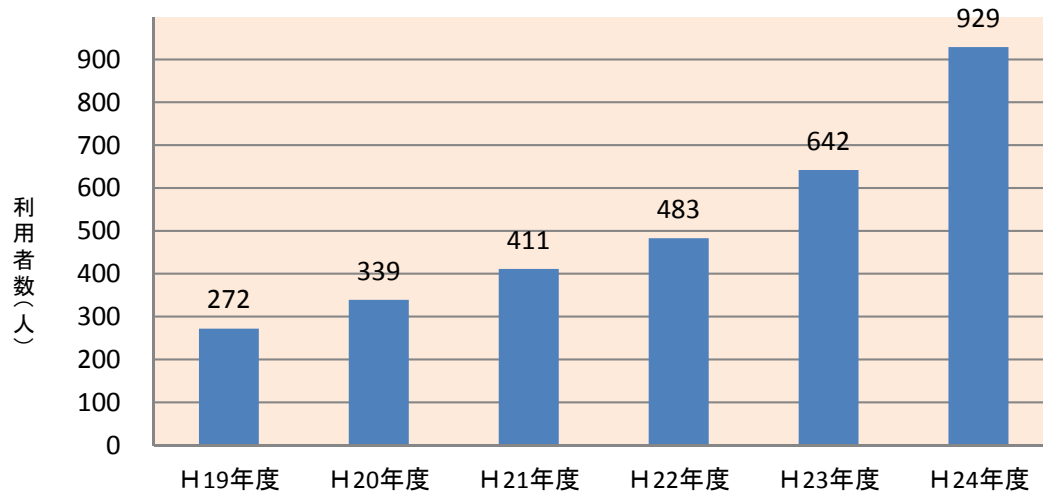
平成24年度実施市町村数: 1,322



障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果
(厚生労働省調べ、H25.4.1時点)

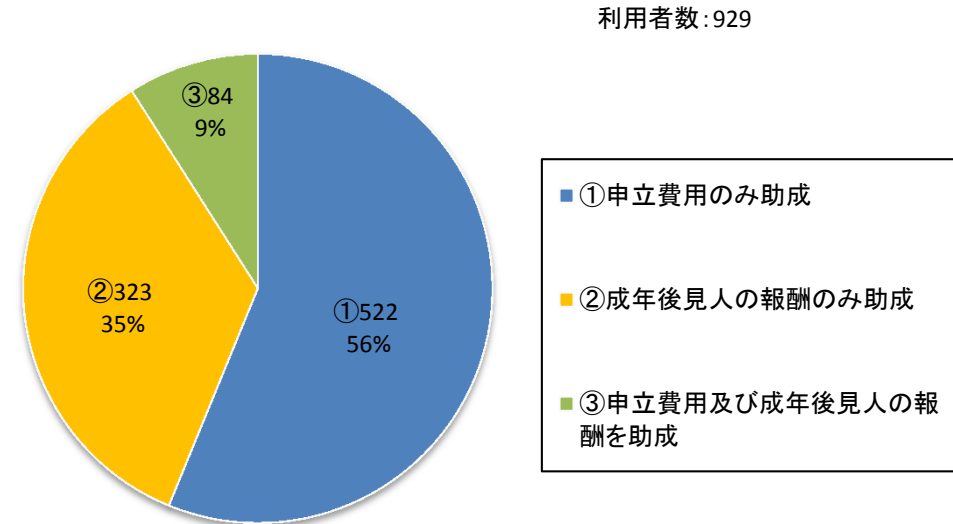
成年後見制度利用支援事業について

成年後見制度利用支援事業の利用者数(経年比較)



※平成22年度の利用者数は、被災3県を除くデータ。

成年後見制度利用支援事業の利用者数(助成対象別)(H24年度)



成年後見制度利用支援事業の助成額(H24年度)

利用者数 : 929
実施市町村数 : 1,322

【助成額総額】

- 申立費用のみ助成 : 9,071,387円
- 成年後見人等の報酬のみ助成 : 76,423,325円
- 申立費用及び成年後見人等の報酬を助成 : 9,219,301円
- 合計 : 94,714,013円

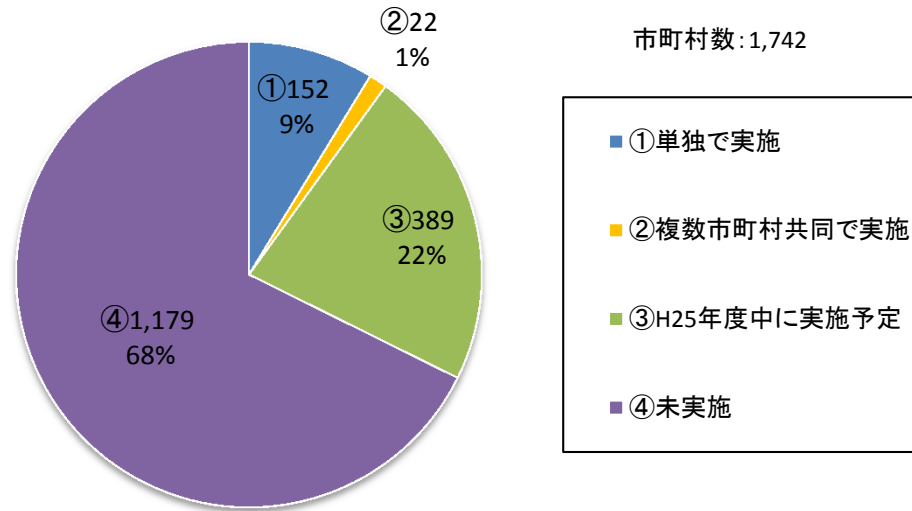
【利用者1人当たりの平均助成額(年間)】

- 申立費用のみ助成 : 17,378円
- 成年後見人等の報酬のみ助成 : 236,605円
- 申立費用及び成年後見人等の報酬を助成 : 109,754円
- ※ 助成額総額(全国ベース)を利用者数(助成対象別)(H24年度)で単純に割った場合の助成額

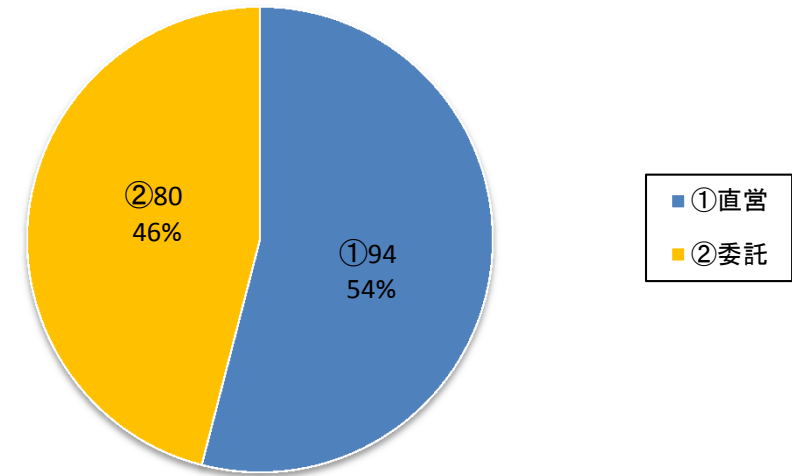
障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果
(厚生労働省調べ、H25.4.1時点)

成年後見制度法人後見支援事業について

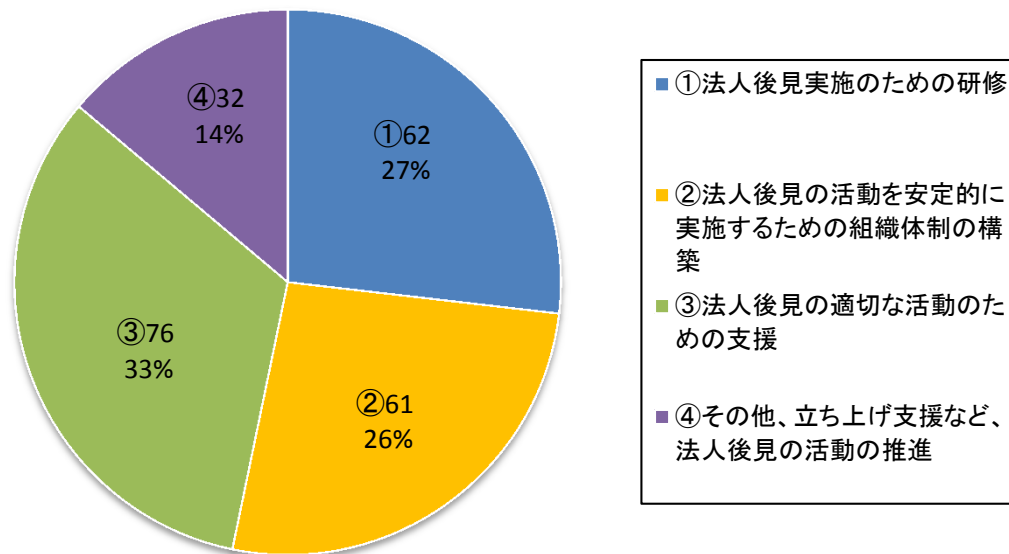
成年後見制度法人後見支援事業の実施状況



成年後見制度法人後見支援事業の実施方法



成年後見制度法人後見支援事業において実施している事業内容



障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果
(厚生労働省調べ、H25.4.1時点)

目 的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定 義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保 [スキーム] <pre>graph LR; A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村]; B -.-> C["①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）"]</pre>	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] <pre>graph LR; A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村]; B -- 報告 --> C[都道府県]; C -.-> D["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"]</pre>	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] <pre>graph LR; A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村]; B -- 通知 --> C[都道府県]; C -- 報告 --> D[労働局]; D -.-> E["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"]</pre>

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 4 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

* 詳細については厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000028282.html>)を参照

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)
→ 平成25年3月末までの半年間における養護者、施設等職員による虐待の状況について、
都道府県経由で調査を実施。(※使用者による虐待については、6月に公表済み (大臣官房地方課労働紛争処理業務室))

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	(参考)都道府県労働局の対応	
				虐待判断 件数 (事業所数)	
市区町村等への 相談・通報件数	3,260件	939件	303件	133件	
市区町村等による 虐待判断件数	1,311件	80件			
被虐待者数	1,329人	176人		被虐待者数	194人

【調査結果(全体像)】

- ・ 上記は、障害者虐待防止法の施行(平成24年10月1日)から平成25年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
- ・ 都道府県労働局の対応については、平成25年6月28日大臣官房地方課労働紛争処理業務室のデータを引用。

平成26年度障害者虐待防止対策関係予算

○ 地域生活支援事業（障害者虐待防止対策支援） 予算額：462億円の内数

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待対応のための体制整備

例：24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問の実施

② 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施

③ 専門性の強化

例：医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析

④ 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

⑤ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国 1／2、都道府県 1／4 都道府県実施事業：負担割合 国 1／2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 予算額：3,805千円

1. 事業内容

障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）